理制の名称 展加の名称 展加の名称 展加の名称 展加・ビスにおける規制改革 展加・ビスにおける規制改革 展加・ビスにおける規制改革 展加・ビスにおける規制改革 展加・ビスにおける規制改革 規制目的 開加・ビスにおける規制改革 規制目的 関加・ビスを提供を促進し、もつて公衆債生及び国民生活の向上に寄うするとをした。 対応の場で、地域活性化のための空差キャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まる以上としていた。 こうした状況を指えて、原館・ボスルールの関連を発動しておいて、関加・ビスを提供するいで、関連する方が、定義的に対しており、現場が、で、その活用が図されており、表生の主に対し、大きの主に表しました。 のよれており、感染症まる以上・レージへは、関ルでは、対象的もれている。 こうした状況を指えて、原館・ボスルールと関・サービスにしかービスとのでは、関連する方が、定義的は、大き酸性の関連を発展しており、とないで、自身ならな対し、大き酸性の関連を発している。 は対し、対象的に対し、対象的に対し、対象的もれている。 こうした状況を指えて、原館・ボスルールと関・サービスについては、関係、会に対し、大き酸・ボスルールとの関・集体を含め、傾に対し、対象的に対し、大き酸性の関連を発し、対象を対し、大き酸性の関連を発している。 に対応するため、「「民治サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。 対象を選集施行令、(限和の2年政令第152号)第1条第3項第1号の規定において、簡易宿所営業の組織を指摘、政権を提供を促進し、その規定としていたものを、宿泊者数が、実施の組織をは、大き変の経め情違設機構を発している。 対象を連集施行令、(限和の2年政令第152号)第1条第3項第1号の規定において、簡易宿所営業の経験が構造機構を提供者を対したとれており、こうした検討課題に対象を対しているに対し、対象を対したとないで、簡易信の対象が、対象が関連する政策が関連する政策を対しているに対し、対象の規定といて、簡易信所営、対象の経験が対象を対しているに対しているに対し、対象を通生を対象が、対象が対象が関連する政策を対しているに対し、対象の経験が、対象が関連する政策を対象が、対象が対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象が関連する政策を対象が、対象を対象が、対象が関連する対象が、対象が関連する対象が、対象が関連する対象が、対象が関連する対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、		750 1637				
根拠法令等 旅館業法(昭和23年法律第138号)関係法令 担当局課等 及び作成資 供下名 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様 化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 自宅の一部や別班、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民 泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要 への対応や、地域活性化のための空きキャン・ジーへの有効活用などの要請に応えることが求 められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活 用が図られるようなルールづくりが求められている。 こうした状況を踏まえ、援制制の準度を行ったして、旅館・ボラルとの数等を作を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る「平成27年検討開始、平成28年結論」」とされており、こうした検討課題 に対応するため、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。 規制の最近の改 原経韓 規制の最近の改 原経韓 東の施設の構造設備基準として、客室の延床面積を33㎡以上としていたものを、宿泊者数が 10人未満の場合には、宿泊者も人当たり返れでした。 規制を維持、改革 又は結論する理 自宅の一部や別班、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民 泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要 スは新設の別 自宅の一部や別正、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民 泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要 なられており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活 開放の数すの方 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。	160194801380001 平成28年4月27日					
展拠法令等 旅館業法(昭和23年法律第138号)関係法令 規制目的 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様 (化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民 泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要 への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求 められており、感染症まん運動とサーロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活 用が図られるようなルールづくりが求められている。 規制の最近の改 廃経緯 規制の最近の改 廃経緯 規制の最近の改 廃経緯 対域に、	規制の名称	民泊サービスにおける規制改革	所管府省	厚生労働省		
### 化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民治サービスには、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光室の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャバシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日間議決定)において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係、係省庁において実態の把獲等を行った上で、旅館・ホテルとの政争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る(平成27年検討開始、平成28年結論)」とされており、こうした検討課題に対応するため、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。 規制の最近の改奏を経緯を受け、現立の変き変などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民力人未満の場合には、宿泊者1人当たり3.3㎡以上と改正した。 自宅の一部や別荘、マンションの空き変などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民力サービス」については、観光空の宿泊需要又は新設する理か、急増する訪日外国人観光容の宿泊需要又は新設する理か、地域活性化のための空きキャバシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められているため。 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。	根拠法令等	旅館業法(昭和23年法律第138号)関係法令	及び作成責 任者の役			
泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要 への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、際染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。こうした状況を容勢まえ、「規制な革美施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い規点がら検討し、結論を得る(平成27年検討開始・	規制目的					
機制の最近の改 廃経緯		泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る(平成27年検討開始、平成28年結論)」とされており、こうした検討課題	関連する予算			
規制を維持、改革 又は新設する理 由		業の施設の構造設備基準として、客室の延床面積を33㎡以上としていたものを、宿泊者数が		_		
場合の改革の方 「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。 向性)	又は新設する理	泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活	持、改革又	改革		
	場合の改革の方	「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。				
次の目古し時期	見直し条項					
ベツ元旦U吋粉	次の見直し時期	_				

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID	ID)	(規制シートのID)
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)		
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	D — — —	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	<u></u>	